

II 事業計画の認定

多面的機能支払交付金の活動の取り組みに当たり、事業計画書（案）を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の活動を実施しようとする場合には、事業計画書（案）に活動計画書及び規約を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

事業計画書（案）に添付する書類は以下のとおりです。  [事業計画書の様式は12ページへ](#)

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。  [提出資料は市町村にお問い合わせください。](#)

| | 添付書類 | 提出時期 |
|----------------------------|---|---|
| 農地維持支払交付金 | | |
| 資源向上支払交付金 (共同) | ・活動計画書 様式は14ページへ | 活動を開始しようとする年度の6月30日まで。 (特別な事情がある場合、市町村長が都道府県知事を通じて、地方農政局等に対して届出を行ったときには、当該年度の10月31日まで) |
| 資源向上支払交付金 (長寿命化) | ・規約 様式は7ページへ | ・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合) 様式は25ページへ |
| 資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化) | 【広域活動組織の設立】 (別途、市町村との間で広域協定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書 | 登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。 |

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①認定された事業計画の変更の申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- 対象組織の変更※
- 活動の追加、中止又は廃止
- 活動期間の延長

※組織をNPO法人化した場合も該当します

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更
(例)

- 役員の交代、構成員の変更が生じた場合
- 遊休農地を一部解消した場合
- 保全管理する対象施設の延長又は路線の増減 等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

長寿命化整備計画書（25ページ）の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、25ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

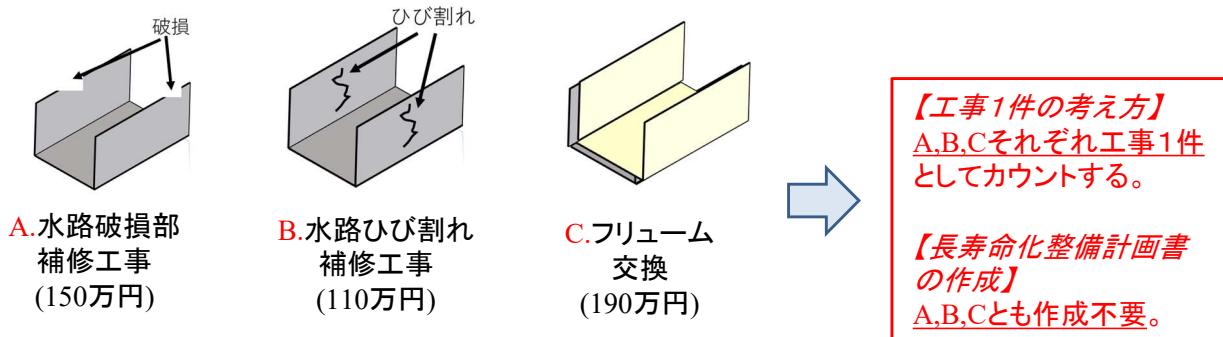
平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となります。

（根拠：令和元年度改正の実施要領附則2）

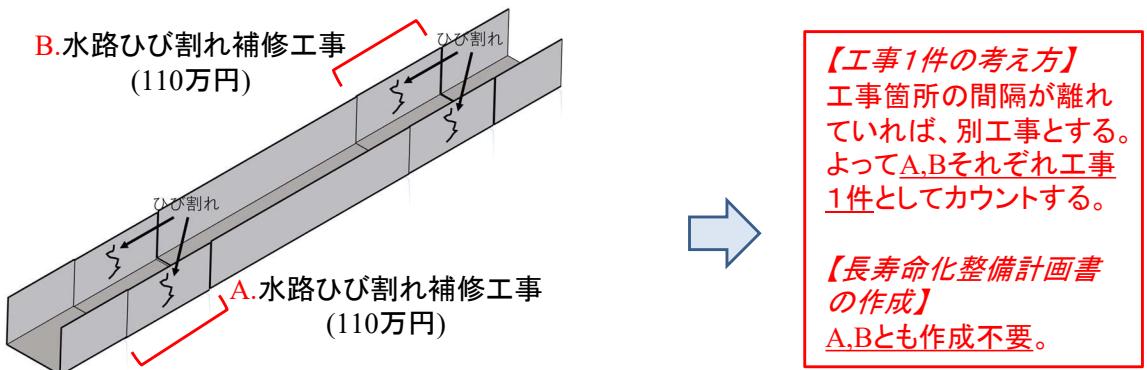
長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

パターン① 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



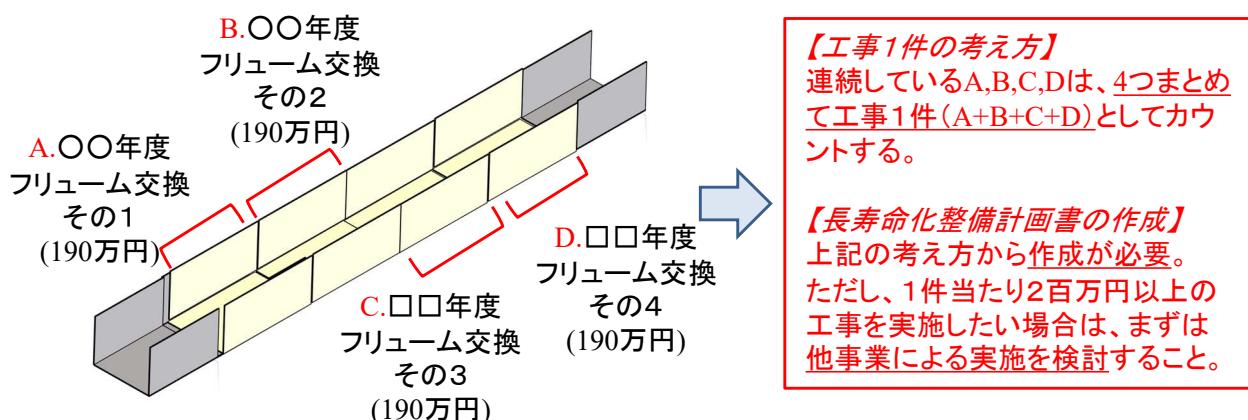
パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)



長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

※ 原則200万円以上の工事は、他事業で実施すること

パターン③ 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



・イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1－5号）

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に關して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIIに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

**土地改良区等との協議内容に応じて、
不要な記述は削除して下さい。**

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与える、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇
代表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区
住所
理事長 〇〇〇〇

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したものについて、活動の対象とします。

III 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1) 交付金の交付申請

① 交付申請書の提出

活動組織は、毎年度〇月〇日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

(市町村向け記述) 市町村で定める期日を記入して下さい。

② 交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

交付申請時の注意点

(都道府県・市町村向け記述)

交付申請時の留意点や交付申請の変更手続き方法等、手続き上必要な事項があれば追記して下さい。

交付金の交付ルート

国(地方農政局等)

国費

都道府県

国費+地方(都道府
県)費

市町村

国費+
地方(都道府県+市町村)費

活動組織

(2) 概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払(前払い)を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

① 概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。

② 概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

交付申請書、概算払申請書は市町村で定める様式をご使用ください。

IV 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2) 活動記録の作成に当たって（様式第1－6号の記載方法）

○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法

64～67ページの活動項目番号表から、その活動に該当する活動項目番号を選んで記入します。これにより、エクセル形式の活動記録では、活動項目番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の活動項目番号表から、その活動にあてはまる「活動項目番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、活動項目番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのようにして、どれだけ行ったか」具体的に記入します。（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式が使用可能です。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

(様式第1－6号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

金銭の支出の有無にかかわらず、活動計画に位置づけた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載して下さい。

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入します。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入します。

「活動項目番号」欄には、P.64～P.67の活動項目番号表から、該当する活動項目番号を選択し入力します。

同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入します。

番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。

| 活動実施日時 | | 活動参加人数 | | 活動項目番号（左詰め） | | 活動内容 | | 活動項目 | |
|--------|--|-----------|-----------|-------------|------|------|-----------------------------|--|--|
| 日付 | 実施時間 | 農業者 以外 | 総参加 人数 | 農地維持、共 同 | 支払区分 | 活動区分 | 活動項目 | 備考（具体的な活動内容を記入） | |
| 例 4/1 | 9:00～3.5時間 | 5人 | 20人 | 25人 | 2 | 28 | 2 年度活動計画の策定,28年 度活動計画の策定 | 2 年度活動計画の策定,28年 度活動計画の策定 | |
| 4/1 | 13:00～2.0時間 | 1人 | 0人 | 1人 | 200 | | 200 事務処理 | 200 事務処理 | |
| 4/2 | 9:00～2.0時間 | 2人 | 4人 | 1 | 24 | 25 | 26 | 1 点検,24 農用地の機能診 断,25 水路の機能診断,26 農 用地、機能診断（農用地、水路、 農道、ため池の機 能診断 | 1 点検,24 農用地の機能診 断,25 水路の機能診断,26 農 用地、機能診断（農用地、水路、 農道、ため池の機 能診断 |
| 4/9 | 13:00～2.0時間 | 5人 | 3人 | 8人 | 34 | 36 | 56 | 34 生物多様性保全計画の策 定,36 景観形成計画、生活環 境保全計画の策定,56 農村環 境保全活動の幅広い展開 | 34 生物多様性保全計画の策 定,36 景観形成計画、生活環 境保全計画の策定,56 農村環 境保全活動の幅広い展開 |
| 4/10 | 12:00～2.0時間 | 5人 | 10人 | 15人 | 17 | | 推進活動 | 17 農業者の検討会の開催 討会 | 17 農業者の検討会の開催 討会 |
| | 「実施時間」には休憩時間 を含まない実働時間を 概ね0.5時間単位で 記入します。 | | 50人 | 30人 | 80人 | 300 | | 300 会議 総会 | 300 会議 総会 |
| | | | | | | | | 5 咨询・法面・防風林の草刈 り,7 水路の草刈り,8 水路の泥 泥上げ,10 農道の草刈り,31 水 路の軽微な補修等 | 5 咨询・法面・防風林の草刈 り,7 水路の草刈り,8 水路の泥 泥上げ,10 農道の草刈り,31 水 路の軽微な補修等 |
| | | | | | | | | 46 施設等の定期的な巡回点 検査・清掃（景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全）,47 その他（景観形 成・生活環境保全） | 46 施設等の定期的な巡回点 検査・清掃（景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全・景観形成・生活環 境保全）,47 その他（景観形 成・生活環境保全） |
| 10/10 | 13:00～4.0時間 | 30人 | 55人 | 85人 | 16 | 47 | | | |
| 11/30 | 13:00～2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 50 | | 61 水路の補修 | 61 水路の補修 | 61 水路の補修 |

※エクセル様式では自動集計

| 農業者 以外 | 農業者 以外 | 合計 |
|-----------|-----------|------|
| 50人 | 55人 | 105人 |

手書きの場合、左の「活動項目番号」にあてはまる「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、P.64～P.67の活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてOKで、省略する二点也可。）

※エクセル様式では活動項目番号から自動作成されますが、本例はその場合を表示。

「活動参加人数欄の「農業者」「農業者以外」の項目で年間最大となるいる参加人数を選んでここに記入します。

※エクセル様式では自動作成されます。

2. 金銭出納簿

(1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

(2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1－7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、データの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
- 農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入することで整理することとしました。
- なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。

※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、令和元年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

| 番号 | 支出費目 | 内容 |
|----|---------|---|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

支出に当たっての留意点

○ 日当

- ・ 日当の単価は、地域で一般的に総会で適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。

○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

| 番号 | 項目 | 具体例 |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 農業者の営農活動にかかる経費 | ・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための入件費、機械経費、資材等の購入費 |
| 2 | 多面的機能の発揮と関連しない経費 | ・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等 |
| 3 | 他団体への寄付 | ・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費 |
| 4 | 他事業の地元負担への充当 | ・他事業による施設整備・補修等の地元負担 |
| 5 | 管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費 | ・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと |
| 6 | 自ら実施する必要があるものに要する経費 | ・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用 |

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

金銭出納簿の「区分」が「1」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入／支出をここに集計します。
※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。

[集計]

1 農地維持・資源向上（共同）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|-----------|-----------|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | 150,000 | |
| 2.交付金 | 2,671,616 | |
| 3.利子等 | 5 | |
| 4.日当 | 697,000 | |
| 5.購入・リース費 | 1,355,000 | |
| 6.外注費 | 276,320 | |
| 7.その他支出 | 162,200 | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | 331,101 | |
| 合 計 | 2,821,621 | 2,821,621 |

前ページの
「分類」欄へ
この番号を
選んで記入
します。

[集計]

2 資源向上（長寿命化）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|----|-----------|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | | 300,000 |
| 2.交付金 | | 2,167,680 |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | 144,000 |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | 2,323,680 |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | | |
| 合 計 | | 2,467,680 |

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | 内 容 (例) |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払つゝ日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材（砂石、砂利、セメントなど）の購入費、ハサコソなどリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等（調査、設置、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越すことができます。（次年度への持越金が
当該年度交付金の3割を超える場合、100万円以上ある場合は使用計画書（様式はP.52～P.53）を作成
してください。）

持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。
次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。

3. 財産管理台帳

(1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町村を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
 - また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
 - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、44、45ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長等の承認が必要となります。

（施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。）

(様式第1ー10号)
【活動組織が作成・管理するもの】

**工事費を記入して下さい。
(調査費や事務費を除く。)**

農林水産省様式

財産管理台帳

| 市町村名 | | ○○市 | | 対象組織名 | | ○○地域資源保全会 | | 活動期間 | | 経費の区分 | | 令和4年度～令和8年度 | | |
|-----------------|----------|--------------------|---------|-----------|-----------|----------------|----------------|------|------|----------|------|-------------|-----------|--------------------------------------|
| 名称 | 工種構造・規格 | 施工箇所 又は 設置場所 | 事業量 | 着工 年月日 | 竣工 年月日 | 総事業費 (単位:円) | 経費内訳 (単位:円) | 国費分 | 地方費分 | その他 | 耐用年数 | 処分制限 年月日 | 承認 年月日 | 処分の状況 |
| 水路 ○○用水路 Bf-400 | ○○県○市○○番 | 200m | R4.9.12 | R4.12.12 | 630,000 | 315,000 | 315,000 | 0 | 40 | R4.12.12 | / | / | 無償譲渡 | 着工:○○地域資源保全会 R4.3.20に○○土地改良区へ譲渡済み |

更新等を行つた施設並びに取得価格が50万円以上の機械及び器具がある場合、また農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるもののについて、作成します。

注1

注2: 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注3: 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定擁者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注4: この書式により難い場合には、処分制限期間及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5: 槓数年にはわたくて施工する施設については、完成した年度で記載するものとします。

注6: 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

**※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のよう
な独自様式の台帳を作成し、管理することも可能です。**

財産(物品)管理台帳(例)

| 番号 | 品目名 | 数量 | 購入金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の状況 | 摘要 |
|--------------|-----|--------------------------|----------|-------|----------|---------|-------|-------|----|
| 1 草刈り機(○○-○) | 10台 | 212,000円 (@21,200×10) | R4.4.21 | 7 | R11.4.21 | | | | |
| 2 ハソコン(□□-□) | 1台 | 54,000円 | R4.6.25 | 4 | R8.6.25 | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |
| | | | 266,000円 | | | | | | |

(注) 1. 交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理すること。
2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

| 財産の名称、構造等 | 具体例 | 耐用年数 (年) |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------|
| 構築物 | | |
| 農林業用のもの | | |
| 主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの | | |
| その他のもの | コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋(コンクリート二次製品) | 17 |
| 主として金属造のもの | ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵(電気柵) | 14 |
| 主として木造のもの | 水田魚道、柵 | 5 |
| その他のもの | 遮水シート(ため池堤体) | 8 |
| 緑化施設及び庭園 | | |
| その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものと除く。) | 防風林 | 20 |
| 舗装道路及び舗装路面 | | |
| コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | コンクリート舗装、砂利舗装 | 15 |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの | アスファルト舗装 | 10 |
| 前掲のもの以外のもの | | |
| 金属造のもの | | |
| 送配管 | | |
| 鉄製のもの | 鉄管(水路) | 30 |
| 鋼製のもの | 鋼管(水路) | 15 |
| 合成樹脂のもの | 塩ビ管、合成樹脂管(水路) | 10 |
| 車両及び運搬具 | | |
| 前掲のもの以外のもの | | |
| その他のもの | | |
| その他のもの | 一輪車 | 4 |
| 工具 | | |
| 治具及び取付工具 | レンチ | 3 |
| 切削工具 | ディスクグラインダー、のこぎり | 2 |
| 前掲のもの以外のもの | | |
| 主として金属製のもの | タガネ、ハンマー | 8 |
| その他のもの | スコップ(柄が木製) | 4 |

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

| 財産の名称、構造等 | 具体例 | 耐用年数(年) |
|--|--|---------|
| 器具及び備品 | | |
| 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | | |
| 事務机、事務いす及びキャビネット | | |
| 主として金属製のもの | 机、椅子 | 15 |
| その他のもの | 机、椅子 | 8 |
| その他の家具 | | |
| ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 | プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー | 5 |
| 事務機器及び通信機器 | | |
| 電子計算機 | | |
| パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。） | パソコン | 4 |
| 複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | プリンター | 5 |
| 時計、試験機器及び測定器 | | |
| 度量衡器 | はかり | 5 |
| 光学機器及び写真制作機器 | | |
| カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡 | カメラ、ドローン | 5 |
| 看板及び広告機器 | | |
| 看板 | 啓発用看板 | 3 |
| その他のもの | | |
| その他のもの | のぼり | 5 |
| 容器及び金庫 | | |
| ドラムかん、コンテナーその他の容器 | | |
| その他のもの | プラスチックコンテナー、プランター | 2 |
| 金庫 | 金庫 | 20 |
| 前掲のもの以外のもの | | |
| その他のもの | | |
| その他のもの | 防草シート、防風ネット | 5 |
| 機械及び装置 | | |
| 農業用設備 | 草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ | 7 |
| ソフトウェア | | |
| その他のもの | 事務支援ソフト、書籍 | 5 |

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーリングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)

○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

○セメント、アスファルト、碎石、コーリング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料